

非課税対象資産例

根拠規定			関係法令	対象資産
条	項号	施行令		
法 第 348 条	第2項 第9号		私立学校法第3条及び第152条第5項 学校教育法第1条及び第124条 博物館法第2条第1項	・直接保育又は教育の用に供する固定資産 ・図書館及び博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産
	第2項 第10号	第49条の11	生活保護法第38条第1項	保護施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の3	第49条の12	児童福祉法第7条第1項	児童福祉施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の5	第49条の13	老人福祉法第5条の3	老人福祉施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の6		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項	障害者支援施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の7	第49条の15	社会福祉法第2条第1項	社会福祉事業の用に供する固定資産
	第2項 第10号の8	第49条の16	更生保護事業法第2条第1項	更生保護事業の用に供する固定資産
	第2項 第10号の9		介護保険法第115条の47第1項	包括的支援事業の用に供する固定資産
※「法」→地方税法、「施行令」→地方税法施行令				

！！注意！！

適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、対象資産の全てが非課税となるわけではありません。